

## 鳥取大学競技かるたサークル規約

### (名称)

第1条 本サークルは鳥取大学競技かるたサークルと称する。

### (目的)

第2条 本サークルは小倉百人一首を用いた競技である競技かるたを通じて技術の向上をはかるとともに、部員相互の交流や地域の人々との交流を深め、競技かるたの普及と発展に貢献することを目的とする。

### (組織)

第3条 本サークルは部長、副部長、会計、外務、広報、幹事を幹部として置く。原則として部長、会計、外務、広報、幹事は2回生、副部長（2名）は2回生と1回生とする（就任時）。

ただし、部員数の不足等によりこの通りの幹部選出が行えない場合は、本来2回生が担う役職を1回生が担うことも可能とする。

第4条 幹部の任期は原則として1年とする。幹部の交代は1月とする。

第5条 幹部の選出方法は部会の決定によるものとする。

幹部の選出方法について、部長は立候補制により選出するものとする。

1. 立候補者が複数いる場合は、投票を実施する。

投票は部会出席者で行い、その過半数あるいは最高得票数の者を当選とする。

2. 立候補者が1名の場合は、信任投票を実施する。

信任投票は部会出席者で行い、3分の2以上の信任を得た場合を信任とみなす。

3. 立候補者がいない場合及び、2において不信任となった場合は、現幹部の推薦によって選出する。

部長以外の幹部に就いては、前述の立候補制で選出された新部長が中心となって選出することとする。

第6条 幹部の任務は次の通りとする。

- (1) 部長は本サークルを代表し、部会の開催、練習場所の管理を行う。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長不在時はその任務を代行する。
- (3) 会計は部費の管理を行う。
- (4) 外務は大学外組織との連絡を行う。
- (5) 広報は広報活動を行う。

- (6) 幹事はイベントの企画、運営を行う。
- (7) 幹部は原則幹部会に出席する。幹部会とは、サークルの現在の状況や課題を共有し、部会に向けての事前準備を行う会議のことである。
- (8) 自己申告または3分の2以上の部員の同意を得た場合、幹部を解任させることができる。なお、3分の2以上の部員とは、やむを得ない理由で部会を欠席した者を除き、部会に出席した者を指す。

第7条 本サークルは鳥取大学の学生で、本サークルの目的に賛同する者をもって組織する。

#### (会計)

第8条 部費は、サークル名簿に名前のある者は休部の者も含め全員が納入するものとする。ただし、半年以上の留学や休学により部会に出席できない者や退部する者は例外とする。大会参加費等の費用は、各活動に参加する者が負担するものとする。

なお、部費について、2回生以上は年間2,500円を前期に、1回生及び留学生は1,000円を半期ごとに納入することとする。

第9条 活動に際して部員の自家用車を使用した場合には、その者に対して1回につき700円を部費から支出することとする。なお、活動と私用が混在する場合は、交通費の申請対象外となる。

#### (活動)

第10条 活動は週3日の練習と、月1回の部会とする。なお、練習への参加は自由参加とする。部会への参加は全員参加を原則とし、やむを得ない理由により参加できない場合は、部会開始までにその旨を部長あるいは副部長に伝えることとする。

第11条 試合に際してのルールは、全日本かるた協会の競技規定ならびに競技規定細則に準ずるものとする。

第12条 退部する際は部長あるいは副部長にその旨を伝えることとする。

第13条 部費を期限内に支払わず、部長や会計からの連絡に1週間以内に応じないなど活動における義務を遂行しない部員に対しては、退部の措置を講じることとする。

第14条 本サークルでは活動内外に関わらず、20歳未満の部員に対して飲酒をさせない。また20歳未満でなくとも部員に対して飲酒を強要しないものとする。

#### (改正)

第15条 本規約の改正及び変更は、やむを得ない理由で部会を欠席した者を除き、部

会に出席した部員の3分の2以上の承認を得た上で行われるものとする。

施行平成30年4月1日

改定令和7年12月9日